

## No. 2 関内駅前地区関連の案件概要

### 議第 1332 号 横浜国際港都建設計画地区計画の決定

名称		関内駅前地区地区計画		
位置		中区尾上町、常盤町、真砂町、港町及び横浜公園地内		
面積		約13.9ha		
地区計画の目標		<p>「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとした新たなまちづくりを推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、来街者等が安心して楽しく歩けるよう回遊性を高め、関内地区の玄関口としてふさわしい魅力とにぎわいを創出し、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>1 A地区            (1) 関内地区の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいを創出するため、関内の顔となる周囲に開かれたシンボル空間を整備するとともに、「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能の積極的な誘導を図り、関内・関外地区の活性化の核を形成する。            (2) 関内・関外地区の回遊性の強化を図るため、日本大通りから横浜公園を經由して大通り公園へとつながる緑の軸線をなす緑を感じられる快適な歩行者空間を整備する。</p> <p>2 B地区、C地区            (1) 市街地再開発事業等を通じて土地を集約し、A地区と一体的で相乗効果を発揮する土地利用を誘導する。「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能の積極的な誘導を図るとともに、都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れたまちづくりを目指す。            (2) B地区においては、交通結節機能を強化するため、都心臨海部の回遊や広域交通の拠点となる交通広場を整備する。</p> <p>3 D地区            「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能の誘導を図るとともに、都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れたまちづくりを目指す。</p> <p>4 E地区            緑豊かな環境と歴史ある都市公園としての風格を尊重し、緑の軸線の拠点として位置づける。</p>		
	地区施設の配置及び規模	広場 1	約 1,000㎡	
		広場 2	約 700㎡ (一部非青空)	
		歩行者デッキ	幅員 6.0m	延長 約 25m
		歩行者専用通路	幅員 5.0m (一部非青空)	延長 約 80m
		歩道状空地	幅員 1.5m (一部非青空)	延長 約100m
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	
		面積	約2.3ha	
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅            2 兼用住宅            3 共同住宅、寄宿舎又は下宿            4 老人ホーム、福祉ホーム等            5 自動車教習所            6 マーチャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所等            7 個室付浴場業に係る公衆浴場等            8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。		
	建築物の高さの最高限度	170m		
建築物等の形態意匠の制限	まちの景観を整えるため、建築物の色彩や広告物等について、地区全体の調和を図るよう配慮する。			
建築物の緑化率の最低限度	100分の7.5			

議第 1333 号 横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更

種 類		面 積		面積増減
		新（変更後）	旧（変更前）	
横浜都心機能誘導地区	業務・商業専用地区	約 43 ha	約 45 ha	約 2 ha 減
	商住共存地区	約 143 ha	約 143 ha	
特別工業地区		約 310 ha	約 310 ha	
合 計		約 496 ha	約 498 ha	約 2 ha 減

（内容）

「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとした新たなまちづくりを推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、来街者等が安心して楽しく歩けるよう回遊性を高め、関内地区の玄関口としてふさわしい魅力とにぎわいを創出し、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化を図ることを目的に地区計画を策定します。

あわせて、地区計画による新たなまちづくりを推進するため、地区計画の地区整備計画により建築物の用途の制限等を具体的に定める区域について、特別用途地区における横浜都心機能誘導地区から除外する変更を行います。